

2022年7月5日

神奈川県川崎市中原区小杉町一丁目403番地35 武蔵小杉タワープレイス14階
株式会社エイム
代表取締役会長 長谷川 聡

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	266,989	流 動 負 債	45,433
現金及び預金	151,206	買掛金	2,456
売掛金	111,842	未払金	22,098
仕掛品	14	未払費用	8,491
前払費用	3,928	未払法人税等	3,242
		未払消費税等	6,038
固 定 資 産	65,972	そ の 他	3,108
有 形 固 定 資 産	24,733	固 定 負 債	10,980
建物	18,456	資産除去債務	10,980
工具、器具及び備品	6,277		
無 形 固 定 資 産	279	負 債 合 計	56,413
ソフトウェア	279	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	40,959	株 主 資 本	275,912
投資有価証券	6,089	資 本 金	42,000
差入保証金	29,427	利 益 剰 余 金	233,912
繰延税金資産	5,434	利益準備金	10,500
そ の 他	10	その他利益剰余金	223,412
		別途積立金	70,000
		繰越利益剰余金	153,412
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	636
		その他有価証券評価差額金	636
		純 資 産 合 計	276,548
資 産 合 計	332,961	負 債 ・ 純 資 産 合 計	332,961

【個別注記表】

1. 計算書類作成の基礎

本計算書類については、会社計算規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用して作成していますが、開示については、会社計算規則第98条第2項第1号を適用し、会社計算規則第98条第1項に掲げられた注記の一部については記載していません。

2. 記載金額は、千円未満の端数を四捨五入して表示しております。

3. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。耐用年数は建物8～18年、工具、器具及び備品4～15年です。

無形固定資産

定額法を採用しております。耐用年数はソフトウェア5年です。

(4) 収益及び費用の計上基準

ソフトウェア製品を使用許諾した顧客に対する技術サポートを履行義務としており、契約期間を履行義務の充足機関として均等に収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度

の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税ならびに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定です。

4. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

5. 誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類および総数

普通株式 840株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類および総数

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力が翌期になるもの

2022年6月27日開催の第35回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当の総額	58,800千円
・ 1株当たり配当金額	70,000円
・ 基準日	2022年3月31日
・ 効力発生日	2022年6月30日

- (4) 事業年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類および数
該当事項はありません。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「会計方針に関する事項 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. その他の注記

該当事項はありません。

以上